

神崎市マスコットキャラクター利用取扱規程

平成 23 年 4 月 25 日

規 程 第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、神崎市（以下、「市」という。）が定めた別紙 1 に掲げる神崎市マスコットキャラクター「くねんワン」「くねんニャン」（以下「キャラクター」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、キャラクターの有効な活用を図ることを目的とする。

(基本デザイン等)

第 2 条 キャラクターの基本デザインは、別図 1 のとおりとする。

2 キャラクターデザインの著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に掲げる権利を含む。）は、全て神崎市に帰属する。

(利用許可の申請等)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当するキャラクターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ神崎市マスコットキャラクター利用許可申請書（様式第 1 号）に必要な書類等を添えて、市に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 法人又はこれに準じる組織・団体

(2) 著作権法第 30 条に規定する私的利用の範囲を超えて利用する者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) キャラクターの普及のため、市が利用を依頼する場合

(2) 報道機関が、報道及び広報の目的で利用する場合

(3) その他市が特に必要と認めた場合

(利用許可)

第 4 条 市は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は、神崎市マスコットキャラクター利用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要な条件を付することができるものとする。

(利用の不許可)

第 5 条 市長は、第 3 条の規定による利用許可申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) キャラクターの趣旨に反するおそれがある場合

(3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用しようとする場合

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認める場合

2 前項の規定によりキャラクターの利用を許可しないときは、神崎市マスコットキャラクター利用不許可通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(利用許諾料)

第 6 条 キャラクターの利用許諾に係る利用料については、原則無料とするが、キャラクタ

一自体を商品として販売するもの、付加価値が生じる商品に利用する場合は、商工観光課長と協議のうえ事例ごとに決定するものとする。

(利用許諾期間)

第7条 利用許諾期間については、1年以内とし、1年以上利用を希望する者は、再度、利用許可申請書の提出を要する。

(利用上の遵守事項)

第8条 キャラクターの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ利用すること。商標登録、意匠登録は一切認めない。
- (2) 利用期間を厳守すること。
- (3) 第三者に転貸又は有料で貸出ししないこと。
- (4) 印刷物に利用する際は、原則として『神崎市マスコットキャラクター「くねんワン」「くねんニャン」』の表記を入れること。
- (5) キャラクターの規格及び色彩等については、適切に利用すること。ただし、やむを得ない事情により色、形等を変更する場合は、市に事前協議を行い、市の許可を得ること。
- (6) 利用の許可を受けた対象物の完成品のうち、その一つを完成後直ちに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真等をもって代えることができる。
- (7) その他、市が特に付した条件に従って利用すること。

(申請内容の変更)

第9条 利用者が、許可された内容を変更しようとするときは、あらかじめ神崎市マスコットキャラクター利用許可変更申請書（様式第4号）を市に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、神崎市マスコットキャラクター利用変更許可書（様式第2号）をもって行うこととする。

(是正指導)

第10条 市は、キャラクターの利用がこの規程及び許可の内容に違反していると認められるときは、すみやかに是正するよう指導することができる。

(許可の取消し)

第11条 市は、利用者が前条の指導を受けたにもかかわらず、なお利用を止めようとしないと認められるときは、神崎市マスコットキャラクター利用許可取消書（様式第5号）をもって当該許可を取り消すことができる。

- (1) この規程に定める規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消された者に対して利用物件の回収を求めることができる。この場合において、利用物件の回収等、利用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月25日から施行する。

様

神埼市長

神埼市マスコットキャラクター利用（変更）許可書

年 月 日付けで申請のありました神埼市マスコットキャラクターの利用（変更）については、許可しました。

記

- 1 許可内容は、神埼市マスコットキャラクター利用許可申請書の申請内容のとおりとする。
- 2 許可番号は下記のとおりとする。
許可番号 第 号
- 3 利用期間
- 4 利用上の注意
 - (1) 許可された用途にのみ利用すること。商標登録、意匠登録は一切認めない。
 - (2) 利用期間を厳守すること。
 - (3) 第三者に転貸又は有料で貸出ししないこと。
 - (4) 印刷物に利用する際は、原則として『神埼市マスコットキャラクター「くねんワン」「くねんニャン」』の表記を入れること。
 - (5) キャラクターの規格及び色彩等については、適切に利用すること。ただし、やむを得ない事情により色、形等を変更する場合は、市に事前協議を行い、市の許可を得ること。
 - (6) 利用の許可を受けた対象物の完成品のうち、その一つを完成後直ちに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真等をもって代えることができる。
 - (7) 神埼市マスコットキャラクターの利用に際しては、神埼市マスコットキャラクター利用取扱規程を遵守すること。
 - (8) 神埼市マスコットキャラクターを利用する対象物の安全性、表示に関する事項については、法令等に基づき利用者が全て責任を負うものとする。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

神埼市長

神埼市マスコットキャラクター利用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった神埼市マスコットキャラクター利用については、下記の理由により不許可とします。

記

（不許可理由）

年 月 日

神埼市長 様

申請者（所在地）
（名称及び代表者氏名）
連絡先（電話番号）
（担当部署名）
（担当者名）

㊟

神埼市マスコットキャラクター利用許可変更申請書

年 月 日付け、 第 号で許可を受けた内容について、下記のとおり変更
したいので申請します。

記

（変更内容）

変 更 前	変 更 後

様式第5号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

神埼市長

神埼市マスコットキャラクター利用許可取消書

年 月 日付け 第 号で許可した神埼市マスコットキャラクター利用については、下記の理由により取り消します。

記

（取消理由）